

1. 令和3年（2021年）10月12日 午前10時

豊中市教育委員会会議を豊中市教育センター（研修室）に招集する。

2. 本日の出席委員等

教 育 長	岩 元	義 継
教育長職務代理者	山 野	佳世子
委 員	橋 本	和 明
委 員	森	由 香
委 員	赤 尾	勝 己
委 員	松 本	裕 美

3. 本日の議事日程

第1	議事録署名委員の指名について
第2	前回議事録の承認について
第3	教育長等の報告について
第4（報告第21号）	専決処分の報告について
第5（報告第22号）	専決処分の報告について
第6（請願第1号）	請願の取扱いについて
第7（議案第39号）	豊中市立学校教職員人事基本方針について
第8	その他
第9（議案第40号）	職員の身分取扱いについて

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	小野 雄 慈
教育 監	道上 博 行
理事	中尾 栄 一
次 長	正岡 由 佳
参事兼豊中市教育センター所長	堤 昌 子
教育総務課 長	森田 宏 人
教育総務課 主幹	大野 章
教育総務課 長補佐	松村 有
学校施設管理課 長	蓮池 勝
読書振興課 長	須藤 有 美
読書振興課 主幹	虎杖 美 樹
教職員課 長	森山 幸 雄
教職員課 主幹	湯浅 安 由 里
学校教育課 長	田中 克 嘉
豊中市教育センター主幹	森 真 理 子
学び育ち支援課	津田 晋
次長兼中央公民館館長	弘中 伸 明

5. 本日の書記

教育総務課総務係 長	具志堅 興 紀
教育総務課 主査	定光 絵 里

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催します。

まず、本日の教育委員会会議の進行について教育委員の皆様にお諮りします。新型コロナウイルスの感染予防による会議時間の短縮を図るため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは本日の会議の進行は、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略させていただきます。本日の会議の成立要件をご報告ください。

具志堅書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されていますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1頁に記載のとおりですが、お手元に追加議案を配布しております。

議案第40号として、「職員の身分取扱いについて」を日程に追加し、議題としたいと思いますがお異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、ご異議がないようですので、日程第9・議案第40号として、「職員の身分取扱いについて」を議題に追加したいと思います。

山野委員

動議を提出いたします。

日程第4及び日程第9の2案件につきましては、プライバシー保護に関する案件であることから秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、全9案件の議事の順序を、日程第1から日程3まで、日程第5から日程第8まで、日程第9、日程第4の順序で行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第4及び日程第9の2案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、全9案件の議事の順序についての変更動議が提出されましたが、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないので、日程第5及び日程第7の案件について秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

日程第1・「議事録署名委員の指名」につきまして、今回は松本委員と山野委員にお願いいたします。

日程第2・「前回議事録の承認」につきましては、既に会議録を委員の皆様配布しており、署名委員のご署名を頂いておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がございませんので、前回議事録の承認につきましては原案のとおり承認することにいたします。

続きまして日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。事務局より報告させます。

小野事務局長

私から新型コロナウイルス感染症について報告します。

大阪府を対象地域とした緊急事態宣言が、9月30日で解除されました。9月28日に開催された大阪府の本部会議では、教育に関わることとして「修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事は感染防止対策を徹底したうえで実施できること」、「文化祭、体育祭等の学校行事については、保護者等の来場者も含めて、対策を徹底したうえで実施できること」、「部活動については、感染防止策を徹底しながら実施し、発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるよう指導を徹底すること」、「合宿や府県間の移動を伴う練習試合は実施しないこと」が示されました。本市においても同様の措置を行うこととし、学校、保護者にも 周知を致しております。

10月10日現在、本市の累計感染者数は7,579人で、学校関係者の状況は、先月の教育委員会会議以降、昨日まで、のべ、小学校14校、中学校5校で合計59人の陽性者が確認されています。そのうち、第一中学校では、一つの学年で10月4日から5日にかけて7名の陽性者が確認され、当該学年5クラスにおいて、臨時休業を行い、クラスター対策のPCR検査を実施した結果、新たに12名の陽性者が確認されたため、当該学年において10月6日から19日までを臨時休業と致しました。

また、学校内における感染防止を目的とした、市内小中学校の 教職員等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの集団接種を9月17日（金）、18日（土）、10月9日（土）、10日（日）に実施致しました。

岩元教育長

ただいまの報告について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（ありませんの声あり）

岩元教育長

それではご質問等がないようですので教育長等の報告についてを終了することといたします。

続きまして日程第5・報告第22号・「専決処分の報告について」を議題といたします。内容の説明をお願いいたします。

森田課長

報告第22号「専決処分の報告」について、内容のご説明を申し上げます。議案書の5頁から8頁までと併せまして議案参考資料(1)の1頁をお開き願います。

本件は、令和3年10月1日をもって、大阪府に発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されましたが、同日以降も各公の施設等に対して、午後9時までの短縮営業の要請が大阪府より発出されていることを踏まえ、豊中市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策に伴う公の施設の使用料の特例に関する規則を制定しましたので、ご報告するものでございます。

内容としましては、令和3年9月29日以前に施設の使用の承認を受けた者が、同年10月1日から同月31日までの期間において、午後9以降に施設を利用しなかった場合の使用料の返還及び使用料の額の算定に関する特例を設定するものでございます。

本来であれば、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、速やかに規則を制定する必要がございましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定に基づき、代理処分したものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、報告第22号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第5・報告第22号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第6・請願第1号・「請願の取扱いについて」を議題といた

します。内容の説明をお願いいたします。

森田課長

請願第1号・「請願の取扱い」について内容の説明を申し上げます。議案書の9頁から11頁までと併せまして、議案参考資料(1)の2頁をお開き願います。

2021年9月29日付けとなっております本請願は、教育委員会宛て請願者本人が持参により提出され、豊中市教育委員会会議規則第15条の規定に基づく請願の要件を充足しております。

本請願は、議案書10頁の請願書の題名にありますように、令和4年度(2022年度)すくすくウオッチへの不参加決定を求めて提出されたものです。

請願者は、議案書の同頁に記載のとおり、昨年11月の教育委員会会議において、教育長及び教育委員会委員による議論及び教育委員会事務局職員により、すくすくウオッチの趣旨・目的における違和感、実施による子供たちへの負担感、個人情報の取り扱いや情報公開に係る序列化への懸念など、参加にあたっての課題について議論・説明されたにもかかわらず、今年度のすくすくウオッチへの参加を決定し、実施したことについて反対のご意見をお持ちです。来年度に参加するかどうかを決めるにあたっては、議論を尽くし、不参加とすることを要望されています。

請願者は、議案書11頁にありますとおり、今年度のすくすくウオッチの内容について、「各小学校で担任が独自に作成しているテストの方がより中身が深いという意見があること」、「児童アンケートの項目が多すぎて負担が大きいというえ、家庭環境に関する質問は、困難な家庭環境の子どもにとって非常に辛い内容であること」、「結果集計を民間業者が行うことは情報漏洩などの恐れがあること」、「教員アンケートの内容が評価に使われる恐れがあって教員にとって大きなプレッシャーになる内容であること」などの理由により、来年度、令和4年度(2022年度)すくすくウオッチへの不参加決定を求めておられるものです。

以上が請願内容の説明となります。

岩元教育長

まず、請願者が言われている、昨年11月の教育委員会会議における今年度のすくすくウオッチへの参加決定については、アンケートの内容詳細、子どもたちへの負担感、コロナ禍で実施することの不安、序列化への懸念、民間機関への業務委託など、参加するにあたっての課題についての議論があったところです。一方で、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向

上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけるとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、取り組みの充実に努めていくという、このテストの趣旨・目的や、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う教科横断的問題であるといったわくわく問題の意義等を踏まえ、最終的に市教育委員会として参加を決定したものです。

請願者が小学校の教員から聞かれた課題等についてですが、事務局ですくすくウオッチの実施に係る課題について、学校の意見は聴取していますか。

田中課長

夏季休業中に全校に実施しました校長ヒアリングなどにおきまして、すくすくウオッチ実施に係る課題の意見を聴取しています。全国学力学習状況調査と日程が重なること、アンケート項目が多いことなどからの、児童、教員にとって負担増になっているという意見が、複数の学校からありました。

岩元教育長

負担感以外に、すくすくウオッチの問題・アンケート内容について課題があるという意見などはありましたか。

田中課長

問題内容そのものに関することについては、例えば問題内容が不適切であるといった意見等は、現時点で把握しておりません。

岩元教育長

各委員、何か質問・意見などはございませんか。

森委員

民間事業者から提出されたデータだけでなく、現時点で、問題内容やアンケート内容について、学校ではどのように内容分析や、検証・活用をされているのでしょうか。

田中課長

テスト実施直後から、管理職を含む教職員が問題を解いて話し合ったり、校内の

研究部において活用方法を検討したり、学校だよりに問題の一部を掲載して保護者に知らせたり、各学校において、学校ごとの課題とすくすくウオッチの結果を照らし合わせて、検証等を進めています。多くの学校において、夏季休業中の研修において検証などの取り組みを進めました。

また、教科横断型問題であるわくわく問題については、活用事例が大阪府教育委員会より示されたこともあり、今後、児童一人ひとりの実態にあわせた指導や授業等の指導改善につなげていきたいと考えている学校もありました。

赤尾委員

わくわく問題においては、私たちが学ばなければならないSDGsやESDの問題等、個人的には良問であったのではないかと感じました。一方で、20分で90以上の質問に回答しなければならない、この点については請願者の指摘のとおり、一定の負担感があるのではないかと思います。

岩元教育長

負担感に関しては事務局からの説明の通り、学校長に対する聞き取りの中でも指摘されているところです。学校からは実施してよかったといった、メリットに関する意見はありましたでしょうか。

田中課長

ESDを教育目標に位置づけ、力を入れている学校では、教科横断型の問題であるわくわく問題を中心に、このテストの振り返りにより、SDGsについて習得させたい力が身についているかどうかの検証に役に立つといった意見や、学校独自の、例えば算数計算力調査の結果とすくすくウオッチの結果を合わせることで、より一層授業改善につなげていくことができるという意見がありました。

また、すくすく「ウオッチ」という名称のとおり、テスト結果とともに児童一人ひとりの強みや弱み、今後のアドバイスが記載された個人票が提供されたことは、積極的な振り返りにつながるといった意見がありました。

松本委員

アンケートについてはやはり項目数が多く、また、丸を付けるだけでなく塗りつぶし方式であることから負担はあるのではないかと感じました。請願者が指摘されている、児童の家庭環境については学級担任の先生が寄り添いながら取り組

むべき問題という点については、その通りであると考えられますが、一方で、発信する機会を複数設けることで、より児童が助けを求めやすいと考えます。当然、情報漏洩には十分に注意する必要がありますが、アンケートによって救える機会を残すほうがよいのではないかと思います。

橋本委員

身体に関する医療的な検査においても、検査数を増やすほど問題を発見する可能性は高くなるかもしれません。その分、必要とされる費用や時間、さらに体への負担も発生します。ただし、それらの負担から、検査を避けてしまうことで本来は早期に発見することで治療・回復が可能であったものが、取返しのつかない状況に陥ってしまうこともあります。つまり、これら検査の効果と負担のバランスが重要であり、請願者もそこを指摘されているのではないかと考えます。

山野委員

請願者の指摘する、アンケートの問題数等の課題について、20分で90を超える回答は小学生にとっては負担だと思いますので、今後検討すべき課題と思います。一方で、松本委員の意見のとおり、普段子どもたちが自らSOSを発信できず、教員も察知することができないような場合、このような形式で発信する機会を設けるのはよいことだと思います。また、赤尾委員の意見のとおり、教科横断型の問題は非常によくできていて、様々なことを踏まえ、考えないと回答できないようなつくりになっています。課題は多く、請願者の指摘も理解できますが、子どもたちの強み・弱みを発見する上では必要な内容であると思いますので、今後議論を重ねながら、子どもたちのためによりよい形で実施できればと思います。

森委員

教員アンケートの内容もあり、回答結果は教員評価につながるといった請願者からの指摘がありますが、教員評価は悪い評価だけでなく、良い評価を正しく反映することも重要であるため、松本委員の意見と同じように、子どもたちからの発信をくみ上げるのと同様に、教員の発信する機会を残しておくことは悪いことだけではないと考えます。また、これらのテストでは実施後の検証が重要であり、検証の上でよりよい指導や教材作成、教員同士の意見交換につながれば実施する意義があるのではないかと考えます。ただし、これらから当然来年も実施すべきというものではなく、実施の有無は毎年議論を重ねる必要があると考えます。

赤尾委員

先ほどからアンケートの子ども達への負担が指摘されていますが、府の教育委員会に対して、我々から問題数の削減といった要望を行うことは可能なのでしょうか。

田中課長

学校教育課で設問を確認した際にも、複数の指導主事から設問数の多さについて意見が出ました。今後の参加不参加の検討材料にもなり得ることから、教育委員会事務局として設問数の多さについて、改善などの要望をしていくことが必要だと考えています。

岩元教育長

今年度から始まったすくすくウオッチについては、メリット・デメリットともに存在していますが、やることの意義は当然あるものと思っております。課題については、引き続き参加するとすれば、実施主体の大阪府へ改善要望をしていくことも必要だと考えます。

一方、実施する効果・メリットも確認されていますので、来年度の参加・不参加の決定にあたっては、総合的に議論をしていく必要があります。

本請願で主張されているテスト実施に係る課題について、教育委員会としても課題と認識している部分もありますが、そのことだけをもって、不参加と決定することは適切ではないと考えます。すくすくウオッチへの参加・不参加については、次回以降の教育委員会会議において議論することとし、本請願については、不採択とすることが適当だと考えますがいかがですか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議がないようですので、日程第6・請願第1号・「請願の取扱いについて」、は不採択と決定いたします。また、豊中市教育委員会会議規則第16条第2項の規定に基づき、事務局より後日、豊中市教育長名でその理由を付して、請願者に通知することとします。

つづきまして、日程第7・議案第39号・「豊中市立学校教職員人事基本方針について」を議題といたします。内容の説明をお願いいたします。

森田課長

議案第39号・「豊中市立学校教職員人事基本方針について」内容のご説明を申し上げます。議案書の12頁及び13頁までと併せまして、議案参考資料(1)の3頁及び4頁をお開き願います。

本件は、豊中市立学校教職員の定期人事異動等について、方針を定め実施していくために、ご提案申し上げます。基本方針の内容については、今年度変更しておりますのでご説明をいたします。まず、前文は教職員の配置の主旨を述べたものでございます。各学校の創意工夫、特色ある学校づくりの推進と教職員の人材育成推進の視点に立って人事異動を行うことを設定しております。以上の主旨に基づき、各学校の教育目標の実現を図るため、さらには児童生徒数の増減及び各地域の実情を踏まえた定数管理、教職員の資質向上や管理職育成を視野に入れた観点から5項目の基本方針を定めております。

なお、令和4年度の異動発令につきましては、令和4年(2022年)4月1日付とし、例年どおり発令の前に内示を行います。

また、本日の教育委員会会議でご承認いただければ、令和3年11月の校長会議で人事異動方針を各学校長に提示をしたうえ、適正な人事異動が行えるよう実施して参りたいと存じます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それではご質問等がないようですので、議案第39号・「豊中市立学校教職員人事基本方針について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

異議がないようですので、日程第7・議案第39号・「豊中市立学校教職員人事

基本方針について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第8・「その他」といたしまして、「部活動を目的とした区域外就学について」を、事務局より報告のうえ、意見交換を行います。それでは、内容の説明をお願いいたします。

森田課長

資料その他（1）をご覧願います。去る9月定例会において豊中市議会より、越境入学、校区外通学について質問がありましたので、それらについてご報告するものです。

1問目は「公立小中学校における部活動をどのように考えるか。」に対して「人間関係の大切さ組織を機能させることの重要性を学ぶためのものであると考えている。」と答弁しています。

2問目は「本市では部活動や学力を理由とした校区外通学を認めているか。」に対して「認めていない。」と答弁しています。

3問目は「本市においてはどのような場合に校区外通学を認めているのか。また、認める場合には名に基づくのか。」に対して「本市では通学区域に基づく指定校への通学を基本に、特別な事情がある場合、市内で転居される方は指定校変更の承諾に関する要綱、市外に転出される方は区域外就通学学の承諾に関する要綱に基づき、保護者の申立てによって変更することが可能である。申立ての理由は①身体的理由、②地理的理由、③護者の就業の事情により学齢児童の保護監督に支障があるとき、④転出・転居または住居の建替えにより校区外に居住するとき、⑤転入・転居先があらかじめ確定しているとき、⑥いじめその他特別な事情があるとき、この6項目について特別に認めるものである」と答弁しています。

4問目は「部活動目的である学校に入学するため校区内に転居し、1年間居住した後、元の住所に戻り、卒業まで元の学校に通学する事例があると聞き及ぶがなぜ認められるのか。」に対して「部活動目的の校区外通学は認めていないという前提のもと、小学校卒業後に他市から本市の中学校区に転入し、住民登録を行った上で入学し、中学校2年生になってから元の住所に転出したという事例は確認している。市の要綱では校区外への転居後、一定期間校区外通学を希望する場合には中学校2年生以降の異動について、卒業まで承諾することとしていることから、2年生になった当初に引っ越した生徒でも要綱に基づき卒業まで就学することが認められる。」と答弁しています。

5問目は「従来は中学2年生まで在籍すれば、引っ越し後も最後の1年間は前籍

校へ通うことが可能となるルールであったと思うが、どのような経緯で現行の要綱内容になったのか。」に対して「現在の要綱は平成26年度から実施されている。旧来は課の内規で区域外通学の運用を実施しており、当時の起案文書は文書管理規則に基づいた保存年限の到来により廃棄されているが、国からの通学区域制度の弾力的運用にかかわる要請を踏まえ、本市においても平成18年度から現行の中学1年生の第三学期修了以降の異動については前籍校への通学が可能である運用としている。背景として、転校に伴う不登校を防止することを目的とするといった議論があったことを確認している。」と答弁しています。

6問目は「今回の事例では中学1年生の1年間当該校区に住民票を置き、中学2年生になった際に前住所に住民票を戻したとのことであるが、当市への転入の際や当市からの転出の際にどのような確認を行っているのか。」に対して「住民票の異動情報を基に就学事務を行っている。転入転出の際の確認は住民票の異動を伴う場合は行っていない。DVや虐待等を理由に住民票の異動をせず居所のみの異動を行う場合には保護者からの口頭による申立てや相談により事情聴取した後、申立書や添付書類に不備がない場合は居住地の指定校により受入れを行う。」と答弁しています。

7問目は「これまでの答弁の中で、今回の事案は制度上はルールに則り、問題ないという教育委員会の見解であるが、生徒指導上は制度の狭間を利用した不適切な行為であると考え。教育委員会の見解はいかがか。」に対して「基本的に要綱に基づく適切な対応を行っているが、仮に部活動目的であることを隠して、当該制度に関する申請を保護者が行っているということであれば、それは不適切な事例であると考え。」と答弁しています。

8問目は「校区外通学をしている児童生徒について、在籍実態にて通学校を考える必要があると考え、それに対する見解は。」に対して「市内に住民登録のある学齢児童への就学通知や校区外通学にかかわる事務は教育委員会が所管していることから学校に当該事務を委ねることは考えていない。これまでの答弁のとおり、校区外通学にかかわる不適切な申請を未然に防止するための啓発・周知が重要であると考えていることから校長会議等で共有を行い進めていきたい。」と答弁しています。

今回、添付資料の国からの通知におきまして、資料中ほどの「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについての通知（平成18年3月30日）」において改正の概要は「就学校を変更する場合には例えばいじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活

動を理由とすることが考えられる。」とされています。さらに「学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取扱いについての事務連絡（平成18年6月26日）」において「いじめへの対応、通学での利便性等の地理的理由、部活動等学校独自の活動については文部科学省としては単なる事例ではなくどの市町村においても中学校の変更が認められてよい理由として示したものである。」とされており、部活動目的による就学校の変更は認めてもよいといった国からの見解があります。

続いて資料7頁目では北摂地域各市の状況について、中学校1年間在籍すれば異動後も卒業まで在籍可能となる本市と同じ取扱いをしている事例は吹田・高槻・箕面・摂津の5市となります。中学2年生まで在籍することで最後の1年間在籍が可能となる取扱いは茨木・池田市となっています。ただし、令和2年10月をもって茨木市も本市と同じ取扱いに変更となっております。

最後に資料8頁ですが、本市教育委員会としましては部活動目的とする区域外通学を認めていないということを示す市HPや就学援助事務の窓口への掲載により、改めて啓発・周知してまいりたいと考えております。

岩元教育長

ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

森委員

国の方針では平成18年度の段階で部活動目的での区域外通学を認めるものとしているのに対して、豊中市では現在も認めていない理由をお教えてください。

森田課長

現時点で部活動目的による区域外通学を認めない理由としましては、部活動目的を隠れ蓑として自由に学校を選択することができるのは望ましいとは言えないこと。また教育とは基本的に地域コミュニティと学校・家庭の連携が重要であると考えており、基本的には育った地域コミュニティにて通学するもので、それに付随する活動として部活動が存在していると考えております。そのため、その主従が逆転し、部活動目的で学校を選択し、重要な地域コミュニティを疎かにしてしまうことは適切でないと考えるためです。

岩元教育長

私から資料について補足させていただきますが、資料4頁に記載されている定

例会の答弁は当初想定されていたものであり、実際の答弁内容と少し異なっております。議員から教育長としての見解を求められ、私は「豊中市の区域外就学については適正に運用されていること」、「審査にあたっては保護者から提出された必要最小限の書類をもって判断しており、そこで形式的な要件を満たしていれば要綱に基づき区域外就学を認めているものである」といった考え方等をお伝えしております。しかしながら、その前段で教育監が答弁しているように、「部活動目的であるのに、それを隠した状態で形式的要件だけを整えられて申請される事例があるとすれば、その場合には私自身も不適切である」といったこともお伝えしております。そして、「このことを未然に防止するためには保護者や地域の皆様への啓発周知が必要であること」を締めの言葉として申し上げております。

赤尾委員

部活動目的による通学の事例が発覚した場合に、教育委員会としてはどのように対応されるのでしょうか。

森田課長

部活動目的としての申請が寄せられた場合には、当然お断りすることとなります。しかしながら、基本的に要綱の要件に合致してれば認める形となります。そのため、仮に、承認後に部活動目的であることが発覚した場合でも要件に合致する住民票の異動が伴っていれば、その理由は我々の知るところではなく、校区内に住んでいるという事実をもって制度上問題がないものとして認めざるを得ないと考えております。

岩元教育長

国の考え方について、恐らく以前は小中学校の通学区域について、居住地の実態だけを見た、子どもへの配慮のない硬直的な扱いとしていたものが、それに対する課題意識、子どもへの教育的な配慮から弾力的な運用の取扱いが開始されたものと考えます。そういった国の考えを基に、当市でも中学校では1年間在籍したことをもって、人間関係を継続したいという意向があり、また、転居先からの通学が生徒にとって過度は負担にならない場合に認めるといった弾力的な運用を行い、これは大変意義のあることと思います。

校区外就学を判断する中で、転居の理由という点においては様々な要素が考えられ、可否の判断にはふさわしいものではないため、あくまでもいつ転居したのか

という点をもって判断しているところです。但し、今回指摘されたような不適切な申請の事例もあることから、保護者への啓発を第一義的に取り組んでまいりたいと思います。

一方で、そもそもの国の通知に立ち返って、メリット・デメリットを十分に精査した上で、部活動を目的した区域外通学の可否について改めて議論があってもよいのではないかと考えます。

橋本委員

今回の議論では居住実態で判断されるのか、それも住所地が手続きされていれば承認されるのか、そのあたりをお教えいただきたい。

森田課長

住所を移し、当然そこに居住される必要があります。

橋本委員

住民票を移さずに、校区外である元の住所に転居した場合にはどのような取扱いになりますか。

岩元教育長

市における就学事務は住民票ベースの手続きとなります。また、住民登録法上においても実際の住居地に住民票をおかなければならないと定められています。実際には住居地と住所地が異なるケースもあるかもしれませんが、その場合には法の定めのものど居住地に住民票を移していただくこととなります。当然、DVのような特別な事情で住民票を移せないような場合には個別に対応させていただくこととなります。

ほかに何かご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

それでは、日程第8・「その他」についてを終了することにいたします。以上で公開の会議は終わります。